

東京税理士協同組合 御中

フリガナ

氏 名 .....

## 加入申込書

このたび貴組合の定款を承諾し、下記により貴組合に加入いたしたく申し込みます。  
記

1. 事業を行う場所 事務所名  
所在地

電話番号 .....

2. 事業の種類（\*）  税理士法に基づく税理士業務

\*「2. 事業の種類」に関する確認(定款第8条第1号の資格要件)のため、以下の届出に署名押印が必要です

## 税理士法施行規則第1条の2に関する届出

私は、税理士法施行規則第1条の2の定めによる税理士業務を行う所属税理士であることを届出いたします。

また、同規則の定めによる税理士業務を行わなくなった場合、又は所属税理士でなくなった場合は、遅滞なく貴組合に報告いたします。

氏名 .....

3. 引き受けようとする出資口数および金額  10口 金10,000円

4. 税理士登録番号 .....

5. 税理士区分  所属税理士

6. 所属支部 .....

※上記空欄に記入および押印（シャチハタ不可）、にチェックをし、組合事務局までご提出ください。  
※理事会から委任を受けた常務理事会（毎月1回程度開催）で加入承諾後、出資金払込書類をご送付いたします。  
※申込書記載事項等の個人情報は、本組合が行う事業についてのみに限定し利用いたします。

## 個人情報の第三者提供等の取扱いについて

## 1. 提携先企業への提供

組合員及び準会員の個人情報は当組合が事業を委託している提携先企業に対し、委託事業の遂行のために提供することがあります。この場合、当組合は提携先企業に

(1)目的外の加工、利用の禁止 (2)漏洩防止 (3)再提供の禁止  
を契約により義務付け、適正な管理を実施させます。

## 2. 第三者への提供

当組合では、次の場合を除いて、個人情報を第三者に提供することはありません。

- 本人の同意を得た場合
- 法令に基づく場合
- 口座振替提携金融機関に対し口座振替データを提供する場合
- 提携保険会社に対し保険料収納管理データを提供する場合
- 関連団体に対しデータを提供する場合
1. の提携先企業への提供の場合
- その他当組合の事業遂行上必要で正当な理由に基づいてデータを提供する場合

上記内容について、ご確認のうえ、にチェックマークをご記入ください。

個人情報（①登録番号 ②氏名 ③登録支所 ④事務所所在地及び郵便番号 ⑤事務所名称 ⑥電話番号）の提携先企業への提供について了承いたしました。

※組合員は、提携先企業への情報提供の停止を求めることができます。停止を求めた場合、本組合は遅滞なく当該組合員の個人情報を停止いたします。

【お問合せ先】東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1 東京税理士協同組合 総務課 Tel. 03-5363-2011

事務局使用欄：  東京  加入  区分 様式B/2024.09版

～ 必ずお読みください ～

## 「税理士法施行規則第 1 条の 2 に関する届出」について

平成 27 年 4 月 1 日施行の税理士法施行規則により、所属税理士が、他人の求めに応じ自ら委嘱を受けて税理士業務に従事できることになりました。

これにより、上記の業務を行う所属税理士の方は組合員資格を有することになりますが、上記の業務を行っているか否かについては、「加入申込書」、「加入申込書及び加入金振替承諾書」、「資格要件変更届」に記載されている「税理士法施行規則第 1 条の 2 に関する届出」欄への署名押印をもって届け出ていただきます。

同欄記載内容を十分ご理解いただき、加入後に所属税理士として上記の業務を行わなくなった場合、または税理士区分を変更した場合は、必ず本組合までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

### 【 ご連絡先 】

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1 東京税理士協同組合会館2階

東京税理士協同組合 組合事務局

電話 03-5363-2011 FAX 03-5363-2008

### 【 参考資料 】 （ 関係条文の抜粋 ）

#### **税理士法（税理士の業務）**

第 2 条 税理士は、他人の求めに応じ、租税に関し、次に掲げる事務を行うことを業とする。

一 税務代理 二 税務書類の作成 三 税務相談

2 税理士は、前項に規定する業務のほか、税理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、税理士業務に付随して、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務を業として行うことができる。ただし、他の法律においてその事務を業として行うことが制限されている事項については、この限りではない。

#### **税理士法施行規則（所属税理士の業務）**

第 1 条の 2 （ 省 略 ）

2 所属税理士が他人の求めに応じ自ら委嘱を受けて法第 2 条第 1 項又は第 2 項の業務に従事しようとする場合には、その都度、あらかじめ、その使用者である税理士又は税理士法人の書面による承諾を得なければならない。

#### **東京税理士協同組合定款（組合員の資格）**

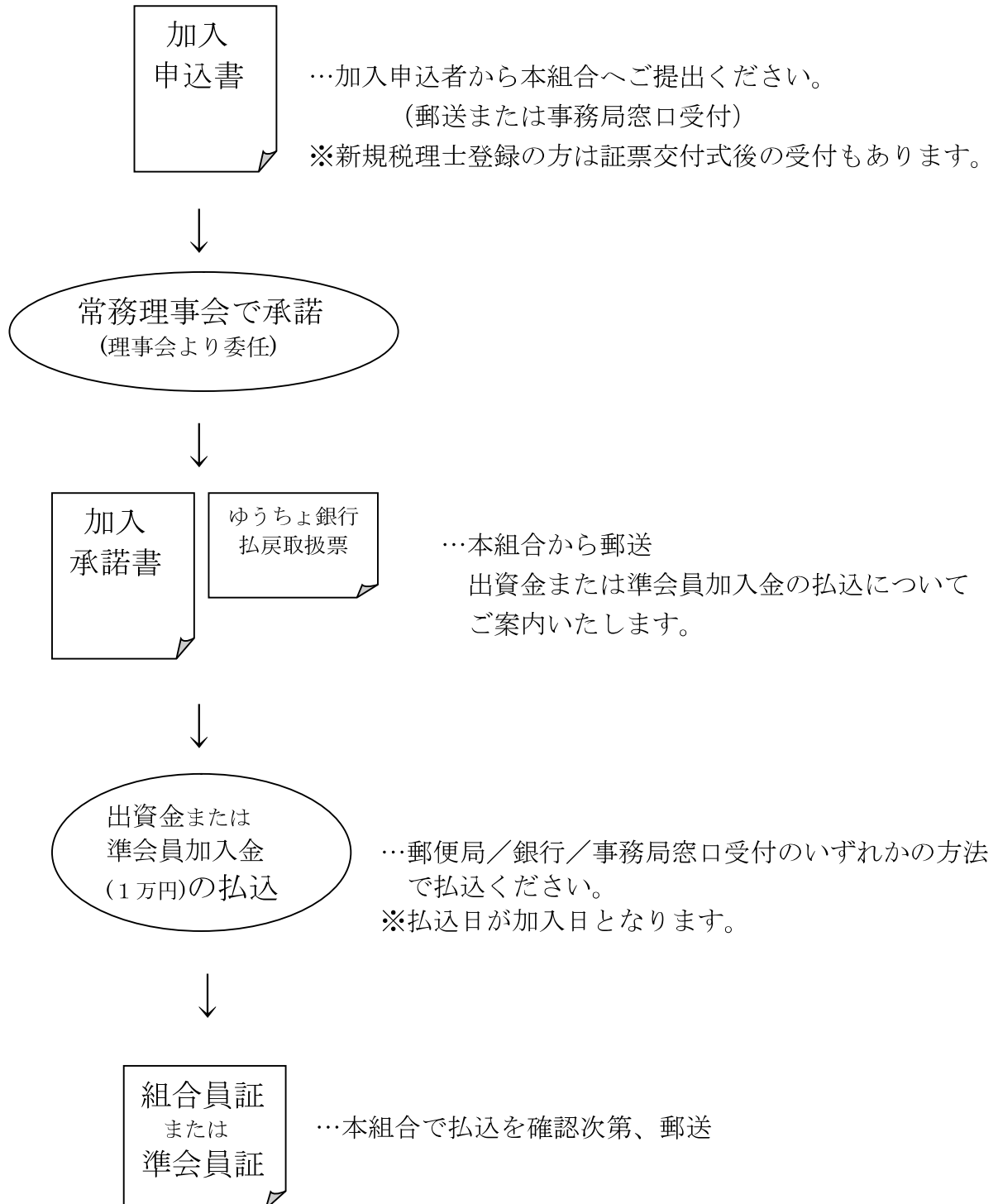
第 8 条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。

- (1) 税理士業務を行う事業者であること。
- (2) 組合の地区内に事業場を有すること。

日本税理士会連合会ホームページに「所属税理士制度に関するQ&A」が公開されています。あわせてご確認ください。

# 東京税理士協同組合

## 組合員または準会員加入までの流れ



以上でお申込完了となります。

## 個人情報の取扱いについて

当組合は、個人情報の保護が組合員及び準会員との信頼関係を維持し、適正・円滑な組合活動を進めるうえで極めて重要であることを認識し、個人情報については関係法令を遵守し以下の方針に従って、その取扱いに十分配慮して組合活動を行います。

### 1. 利用目的

組合員及び準会員の個人情報は、当組合が行う各種事業の利用案内、サービスの提供及び機関誌の送付、諸通知、諸連絡等の組合員及び準会員管理など当組合が行うべき正当な目的のために利用し、その他の目的のために利用することはありません。

### 2. 収集・取得

組合員及び準会員の個人情報は、当組合への加入及び組合事業の利用に伴う、当組合への諸届け書類等により取得し、1. の利用目的のために利用します。これ以外の方法により個人情報を収集・取得することはありません。

### 3. 管理体制

役員、職員に対し、個人情報保護及び個人情報の管理方法について、教育・啓蒙活動を実施するとともに、管理に必要な規程、機器類を適切に整備して、紛失、破壊、漏洩等の予防に努めます。

### 4. 提携先企業への提供

組合員及び準会員の個人情報は当組合が事業を委託している提携先企業に対し、委託事業の遂行のために提供することがあります。この場合、当組合は提携先企業に  
(1)目的外の加工、利用の禁止 (2)漏洩防止 (3)再提供の禁止  
を契約により義務付け、適正な管理を実施させます。

### 5. 第三者への提供

当組合では、次の場合を除いて、個人情報を第三者に提供することはありません。

- (1)本人の同意を得た場合
- (2)法令に基づく場合
- (3)口座振替提携金融機関に対し口座振替データを提供する場合
- (4)提携保険会社に対し保険料収納管理データを提供する場合
- (5)関連団体に対しデータを提供する場合
- (6)4. の提携先企業への提供の場合
- (7)その他当組合の事業遂行上必要で正当な理由に基づいてデータを提供する場合

### ※お問い合わせ

組合員及び準会員は、当組合が保有するご自身の個人データについて、その内容の開示や訂正・追加・削除を当組合に求めることができます。この場合、当組合は個人情報の保護に関する法律、その他法令に基づき対応いたします。

その他お問い合わせ等、事務局にお申出ください。

平成17年 2月25日 ( 制定 )

平成21年12月11日 ( 改定 )